

令和5年度徳島県再犯防止推進協議会 議事概要

- 1 日 時 令和5年11月30日（木）
午後1時30分から午後3時00分まで
- 2 場 所 徳島グランヴィリオホテル グランヴィリオホール
- 3 参加者
委員16名（うち代理出席4名）
（「令和5年度徳島県再犯防止推進協議会 委員名簿」参照）
消費者暮らし安全局長、消費者政策課長、
県、県教育委員会、県警察本部関係各課職員

4 議事概要

（1）会長・副会長選任

協議会設置要綱第4条第1項の規定に基づき、委員の互選により、会長に中嶋委員、副会長に廣田委員を選任

（2）協議事項

①徳島県再犯防止推進計画における課題解決に向けた取組状況等について

○事務局

・本県の再犯防止をめぐる現状として、資料1に基づき、再犯防止関連データについて説明

・徳島県再犯防止推進計画に係る課題解決に向けた取組として、資料2に基づき、令和4年度及び令和5年度の県の取組（予定を含む）について説明

○廣田副会長（法務省高松矯正管区）

・再犯防止施策の動向について報告

○由良委員（徳島保護観察所）

・地域援助の概要について報告

<協議概要>

○委員

この4月から徳島県再犯防止総合相談窓口が、県立総合福祉センター1階の地域生活定着支援センター事務所に設けられており、現在20件の相談がある。まずは、どこに相談していいかわからないという方が非常に多い状況で、もう少し込み入った話もたくさんある。私どもは、とりあえずは悩みをお聞きして、

こういったところで悩まれているか、聞いてあげるとというのがポイントと考えている。専門的な内容で、外部機関に繋ぐほうが良い場合は、そちらに連携を取るという対応をしている。関係機関のほうで相談等があれば、私どもにも連絡いただきたい。

○委員

今回、広報あなんの人権教育・啓発コーナーひまわりで、「誰一人取り残さない社会」「安全・安心な社会」をめざしてと題し活動について寄稿した記事のある冊子をお配りしている。ポイントは、1段落目の最後「私たち保護司が心がけていることは、まず、被害者への謝罪や被害弁償などの対応ができているかどうか確認し、自身が当然取り組むべき課題の一つであることを示し、共に考え、具体的な方策を見だし、実践できるように支えていくことです。さらに、本人が被害者の心情に思い至り、反省や悔悟の情を深め、二度と罪を犯さないという強い決意を持たせることを肝に銘じている」であり、これが、対象者に向き合うときの大事なポイントである。

また、20年前は保護観察対象者は今の約3倍の数がいた。大まかには、県内の年間100件の対象者を、保護司488名が受け持つということで、ずいぶん少なくなってきた、良かったなという思いがある。

犯罪予防活動では、「花いっぱい運動」として、管内小学校・幼稚園・保育所・高校・官公庁にプランターを寄贈するなどしている。こういった社会を明るくする運動を通して皆さんに保護司活動を知っていただく取組をしている。

最後に、「安全・安心な社会」をめざしてということで、「私たちは、保護司として使命を自覚し、常に人権感覚を磨き人権意識を高めるとともに、自らの人間性を培う努力を重ねながら、その活動を通じて犯罪や争いのない安全・安心な社会、そして誰一人取り残さない社会をめざす」ということが書かれている。私たち保護司が活動の中で念頭に置いているキーワードは二つあり、犯罪予防と再犯防止である。そういったことで、安全で安心な社会をめざして、地道に活動しているので、私たちの活動にどうか協力をお願いしたい。

○委員

資料2の課題の部分、「高齢又は障がいのある者のうち、適切な社会福祉施設や社会福祉制度等に繋ぐ必要がある者については、社会福祉士等の民間の支援者と協力して対応を行う必要があるが、現状では支援のための協力体制や助成制度が整っていないため、必要な対応を行うことができないおそれがあること」とあるが、この点について、徳島弁護士会としては、刑事裁判の中での国選弁護人に対して、社会福祉士の方と連携する内容の協定を、社会福祉士会と

の間で結んでいる。具体的には、障がいがあり、その障がい犯罪にも関わっている場合に、更生支援計画を社会福祉士の方に作っていただき、裁判が終わった後などの社会復帰時に計画に沿って支援を受けてもらい、施設や関係団体等に繋いでいく試みをしている。

○会長

重層的な支援が行われ、繋がっているということが分かる発言でした。今の説明や様々な施策につきまして、意見等を受けたい。

○委員

県の第一次計画が令和6年度で終了するが、次年度の計画を立てる際に、盛り込んでいただきたいことがある。先ほど委員さんが言われたように、保護司の人数が右肩下がりになっている現状がある。また、BBS会の人数も半減しているので、その支える側の人数確保というか、次回の推進計画では上昇気流に持って行けるようにしてほしい。

それと、刑務所から出られた方が新しい住所を定める際に、なかなか住む場所が見つからないという現状がある。普通のアパートでも、貸主は後を心配して、貸していただけないという実情がある。生活保護の申請にしても、住所がなければ難しいし、介護保険など様々な手続きにもついても、まずは住む所が必要である。そういう所を次期計画にはきっちりと目標を定めた上で策定していただければいいのかなど。それがひいては、とりこぼしのない社会、再犯が少なくなっていくというところに繋がっていく感じがする。

○委員

BBS会の新規会員確保が困難になってきている。資料1には具体的に会員数の推移が記載されている。令和元年に125名いた会員が、令和5年に49名に減少している。ただ、令和4年度と令和5年度については、減少傾向にある中で横ばいを維持している。詳しく説明すると、令和2年というのが、コロナの感染拡大が始まった時期で、令和2年から令和4年の時期にはほとんどBBS会の活動ができていなかったが、ようやく本年度になって、比較的活動がしやすくなってきた。

例えば、最近まで休会していた徳島文理大学のBBS会も再開し、非常に積極的な活動をしてもらっている。一方、他大学で今まで積極的に活動していた所が、できなくなったという状況もある。今後、BBS会が活発に活動していくためには、大学生の新規会員の確保が、非常に重要になってくるので、次回の計画でも、そのあたりを取り上げていただきたいのと、本日参加の委員さん

の知恵や県の施策の中で様々な協力等を頂いて、何とか活動ができるように支援をお願いできればと思う。

○会長

様々な提案を頂いた。それがどのような形で県の再犯防止に結びついていくのかを県のほうで検討いただき、それらの取り入れについて考えていただけたらと思う。

○委員

私の地域の話ですが、道路沿いにビニールハウスを建てていた所を撤去して、農地が空き、その農地をどうすればいいのかというので相談に来られた方がいた。その際に、地域活動の実践ということで、地域を巻き込んで、その土地にひまわりの種を蒔く取組を行った。私たちが地域活動として一歩前に進んだら、地域の人たちが看板やのぼり旗を設置してくれるなど力を貸してくれ、社会を明るくする運動が進んでいき、その場所の写真を撮りにくる人が出てくるなど、皆様方に目を向けてもらうことができた事例があり、良かったと感じている。

また、5月17日に日本更生保護女性連盟は一般社団法人になった。一般社団法人日本更生保護女性連盟という大きな肩書きができたので、皆様方の活動と一緒にやっていけたらと考えている。なお、徳島は今までどおり任意団体で活動していくことが決定している。

徳島県更生保護女性連盟は、会員としては2,600名おり、各地区に支部もあるので、保護司や保護観察所から声を掛けていただければ、社会を明るくする運動に協力できるのではないかと思います。また、市町村においても再犯防止の会議が行われているが、更生保護女性会は声が掛かってないところがある。各地区においては、保護司の方と一緒に活動している会もあるので、呼んでいただければありがたい。

○会長

再犯防止の推進では、関連する施策を運用していくことになるが、保護司会、更生保護女性会、BBS連盟などが長年培ってきた基盤があってこそ施策運用は成り立つと考えるべきである。これまで基盤づくりをしてくださった団体ときっちり連携していかなければ新しいことにも向き合えないと感じる。

次の協議事項(2)その他について、刑法等が改正され、法務省としては、次々と新たな施策の準備に追われているところだと思う。今回、更生保護の分野から新たな施策を報告いただいたが、矯正分野のほうで新たな施策はござい

ますか。

○委員

矯正のほうも、刑法の改正に伴い、明日12月1日付けで、被害者等の心情等を踏まえた処遇を充実させる。これは再犯防止推進法の中に規定されており、被害者等の心情の理解を促すという規定の条文を実現化するというところに繋がるのだが、矯正施設、特に刑務所の根拠法である刑事収容施設法の改正等に伴い、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取伝達制度が始まる。被害に遭われた方や、その関係者から心情をお伺いするとともに、受刑中や在院中の加害者の生活や行動に対する意見を伺うという制度である。希望がある場合には、受刑中等の加害者にその内容を伝え、加害者に被害者の実情や状況を直視させ、反省や悔悟の情が深まるように指導等を行う制度となっている。この制度が利用できる方は、被害者本人、法定代理人の方、配偶者、直系親族等である。